

障害福祉サービスについて

サービスを利用するには、市町村等での申請・調査など、手続きが必要です。
詳しくは、左の各相談窓口へお問い合わせください。

訪問系サービス

- 居宅介護(ホームヘルプ)
自宅での入浴や排せつ、食事の介助、掃除や買い物の家事援助、病院のつきそい等
- 行動援護
ひとりで行動することが困難なため、外出時の移動支援
- 短期入所(ショートステイ)
自宅で介護する人が病気の場合などにおける、短期間の施設入所支援



日中活動系サービス

- 生活介護
施設等での創作的活動や生産活動などへの支援
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
日常生活や社会生活などの支援
- 就労(移行・継続)支援
就労に必要な知識や能力向上などの支援



居住系サービス

- 共同生活援助(グループホーム)
共同で生活を送るための支援

障害児通所サービス

- 児童発達支援、放課後等デイサービス 等
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、
社会との交流の促進等その他必要な支援



地域生活支援

- 移動支援
社会参加のための外出支援
- 日中一時支援
介護する人の休息、一時的な日中活動の場の支援
- 地域活動支援センター
創作的活動または生産活動、社会との交流促進を支援
- その他
コミュニケーション支援(手話通訳派遣事業)
日常生活用具給付 等

